

覚 書

建設省経労発第19号

法務省管総第233号

平成元年3月24日

建設省建設経済局長 望月 薫



法務省入国管理局長 股野 景



出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案  
の閣議決定に際し、建設省と法務省は、下記のとおり  
確認する。

記

1. 建設業に係る技能労働者のうち入国・在留を認めるものの範囲は、改正前の取扱いと同様であること。
2. 改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第7条第3項及び第61条の9第3項の「関係行政機関の長」に建設大臣が含まれること。また、建設大臣との協議は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行うこと。

3. 法別表第一 五の「特定活動」において法務大臣が告示により定める内容が建設業界で就労する者に係るものである場合には、建設省に協議すること。
4. 法別表第一 二に規定する「技術」及び「技能」の区分について、法務省令において明確な整理を行うこと。なお、法務省令で整理することが適当でないものは、法施行時までには建設省と協議のうえ、考え方を整理すること。